

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
 CCI・・・Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

新型コロナ対策（資金繰り）

経営改善貸付（マル経融資）
（利下げ・実質無利子・既存借入れの借換え等、別枠の支援策が拡充）

制度名	融資限度額	用途（返済期間）	利率等
経営改善貸付 （マル経融資）	2,000万円 別枠1,000万円	運転（7年以内） 設備（10年以内）	1.21% 別枠：上記利率-0.9%(3年間)

マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して商工会議所会頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

【推薦要件】

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区（新津地域）内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

【別枠の新型コロナウイルス感染症対策について】

- ・ご利用いただける方は、上記推薦要件に加えて、新型コロナウイルスの影響により最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した小規模事業者の方となります。
- ・マル経利率-0.9%（現在0.31%）は、融資後3年目まで、据置期間の延長（1年→3～4年）、既存借入れの借換えも受けられます。
- ・売上高が急減した小規模事業者に対しては、借入後3年間は実質無利子となる特別利子補給制度との併用ができます。



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
 （東・南部地区：近藤、西部地区：真野、北部地区：柳）
 この他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

資金繰り円滑化相談会（毎月定例開催）

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。

- 新潟県信用保証協会定例相談会
・感染症対策のため、当面の間、休止となります
- 日本政策金融公庫定例相談会（原則毎月第2火曜日10:00～）
・11月9日（火） ・12月14日（火）

＜当所経営指導員（柳・真野・近藤）までご予約をお願いいたします。＞

オンライン&集合開催

ハラスメント対策セミナー

パワハラ防止法が令和2年6月から施行され、中小企業では令和4年4月から義務化されます。職場内でのハラスメントを防ぐために経営者が押さえておきたいポイントを説明します。

- 日 時 令和3年11月29日（月） 15:00～16:00
- 講 師 東京海上日動 新潟中央支社 推進役 笛木 健一 氏
- 場 所 新津商工会議所3階

※人数制限あり（会場での視聴者は10人程度の予定）

Google Meetによるオンライン視聴可能。パソコン、タブレット、スマートフォン等からも視聴可能です。

WEB受講者には当日午前中までに招待URLをメール送信致します。

Wi-Fi環境など高速通信が可能な環境でご参加ください。（通信料は受講者ご負担）

- 申込み 新津商工会議所（セミナー担当：柳まで）

食料品や生活日用品のご寄付のお願い

秋葉区社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困っているひとり親世帯の皆様へ、食料品の支援を行います。

あわせて、企業様よりご寄付いただいた食料品や生活日用品も提供させていただきたいと考えております。事前にお申し込みの上、ご寄付をいただけますと幸いです。

- 1 寄付物品 食料品（未開封品、賞味期限が2か月程度あるもの、常温保存可能品）
生活日用品（トイレットペーパー、ティッシュBOX、洗剤など）
- 2 搬入日時 令和3年12月16日（木）午前9時～午後4時
- 3 搬入場所 新津地域交流センター3階多目的ホール
（当日は、2階当会事務所にお声がけください）
- 4 申込方法 以下のURLまたはQRコードよりお申込みください。
URL：<https://qr.quel.jp/pv.php?b=3Ap7HFb>



- 5 申込締切 令和3年11月15日（月）

＜お問合せ先＞ 秋葉区社会福祉協議会（TEL:0250-24-8376）担当：白井・三浦

補助金情報

＜小規模事業者持続化補助金のお知らせ＞

補助対象者：常時使用する従業員が20人以下の小規模事業者（商業、サービス業は5人以下）

＜低感染リスク型ビジネス枠＞

対象となる事業：対人接触機会の減少を目的としたテイクアウト・デリバリーサービス導入、ECサイト構築など

受付締切日：第4回締切 令和3年11月10日（水）

※申請は、電子申請のみの受付になり、GビズIDプライムアカウント取得が必要となります。取得には時間を要しますので、申請される方はお早めに利用登録を行って下さい。

補助上限額：100万円（補助率3/4）

公募要領等：

※本補助金は、給付金ではありません。経営計画書等の審査があり、不採択になる場合があります。

＜問い合わせ先：新津商工会議所経営指導員（近藤・真野・柳）まで＞

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
 CCI...Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

消費税 インボイス制度
令和3年10月1日から登録申請書受付開始!

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

インボイスってナニ?

▶売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

< 区分記載請求書 (現行) > ~令和5年9月

請求書 ○○(株) 御中 ●年■月分 ■月▲日 割りばし 550円 ■月▲日 牛 肉 ※5,400円 …… 合 計 43,600円 (10%対象 22,000円) (8%対象 21,600円) ※は軽減税率対象	(株)△△ 【記載事項】 ①請求書発行事業者の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨) ④税率ごとに区分して合計した対価の額 ⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
--	--

< インボイス > 令和5年10月~

請求書 ○○(株) 御中 ●年■月分 ■月▲日 割りばし 550円 ■月▲日 牛 肉 ※5,400円 …… 合 計 43,600円 10%対象 22,000円 内税 2,000円 8%対象 21,600円 内税 1,600円 ※は軽減税率対象	(株)△△(T1234...) 【記載事項】 区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの ①登録番号 < 課税事業者のみ登録可 > ②適用税率 ③税率ごとに区分した消費税額等
--	---

「インボイス制度」ってナニ?

▶売手は交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。また、買手は仕入税額控除の適用を受けるため交付を受けたインボイスの保存が必要となります。

新潟県 事業継続支援金 (飲食関連事業者等)

【時短要請枠】

飲食店等への営業時間短縮の要請により、売上が減少した飲食関連事業者等に対して、事業継続に向けた支援金を支給します。

①県内で単独店舗又は事業所を 経営する事業者 20万円	②県内で複数店舗又は事業所を 経営する事業者 40万円
--	--

対 象 者：県内に本社又は本店を有する法人又は個人で、かつ以下の①又は②のいずれかに該当する方
 ①令和3年8月以降に発令した営業時間短縮要請の対象区域となる県内市町村の飲食店に対して、直接かつ継続して商品・サービスを提供している事業者。
 ②令和3年8月以降に発令した営業時間短縮要請の対象区域となる県内市町村に事務所、事業所を有し、タクシー事業者・自動車運転代行業者として許認可等を受けている事業者。
 ※既に第1弾の支援金を受給していても、今回の支給要件を満たせば給付対象となります。

支給要件：事業者全体の売上高について、令和3年7月~令和3年9月までのいずれか1か月において、前年(又は前々年)同月比で20%以上減少していること。

申請方法：申請書に添付書類を添えて、簡易書留など郵送物の追跡が出来る方法で「郵送」してください。
 ※感染拡大を防止するため、持参による申請はできません。

受付期間：令和3年9月8日(水)~令和3年10月31日(日)

<お問い合わせ・郵送先>
 事業継続支援センター (TEL:025-248-7270)
 〒950-0916 新潟市中央区米山4-1-28藤巻ビル5階 事業継続支援金センター宛

新潟市飲食関連事業者支援金

給付額：新潟県「事業継続支援金(飲食関連事業者等)」または「事業継続支援金(飲食関連事業者等)[時短要請枠]」について
 ●いずれかの交付決定を受けている場合 1事業者あたり10万円
 ●両方の交付決定を受けている場合 1事業者あたり20万円
 (※10万円ずつ個別に申請することもできます。)

受付期間：令和3年10月5日(火)~令和3年11月19日(金)
 ※当日消印有効
 ※郵便物の追跡が出来る方法(簡易書留等)で「郵送」してください。

<お問合せ・郵送先>
 新潟市飲食関連事業者支援金センター (TEL:025-250-0935)
 〒950-0087 新潟市中央区東大通1-3-8明治安田生命ビル1階
 新潟市飲食関連事業者支援金センター宛